

狂犬病は恐ろしい病気です。

犬の登録はお済みですか？

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の未登録犬を取得したときは、登録（生涯 1 回）をしなければならないと定められています。下記の窓口で登録申請をしてください。

また、犬の所在地や所有者が変わったとき、登録内容に変更が生じたときにも届け出が必要です。

届け出の内容	窓 口						手続きに必要な持ち物 (費用は 1 頭ごとに必要です)	
	多治見市		瑞浪市		土岐市			
	環境課	地区 事務所	環境課	コミュニ ティ	環境課	支所		
犬の登録	○	×	○	×	○	○	登録手数料 3,000 円	
注射済票交付	○	×	○	×	○	○	お知らせハガキ、愛犬登録証 狂犬病予防注射済票 注射済票交付手数料 550 円	
再交付手続き	○	×	○	×	○	○	鑑札の再交付：1,600 円 注射済票の再交付：340 円 愛犬登録証	
住所 変更	圏域内（多治見市・ 瑞浪市・土岐市） での住所変更		○	×	○	×	○	鑑札、または愛犬登録証・お知 らせハガキ等、登録番号が分か るもの
	圏域外からの転入		○	×	○	×	○	旧所在地で発行された鑑札
	圏域外への転出		転出先の市区町村役場等で手続きをする。					旧所在地で発行された鑑札
抹消(死亡)届		○	○	○	○	○	○	鑑札・注射済票

○…手続き可能 × …手続き不可能

※ H28 年 1 月から、東濃西部広域行政事務組合事務所での手続き窓口は無くなりました。

狂犬病予防注射のお知らせ

平成 28 年度の狂犬病予防注射の集合注射を下記の日程で実施します。集合注射の開催場所及び時間は、各市広報紙または広域組合ホームページでお知らせします。

この集合注射の日程で接種できない方は、動物病院で接種してください。

	期 日	広報掲載
瑞 浪 市	4月11日～4月15日	3/15号
土 岐 市	4月18日～4月22日	4/1号
多 治 見 市	5月10日～5月18日	4/1号



お 願 い

犬の登録をされている飼い主の方には、3月下旬に狂犬病予防注射のお知らせハガキを郵送します。

狂犬病予防注射を集合注射や動物病院で接種する際、または市役所で注射済票の交付申請をする際には、必ずこのお知らせハガキをお持ちください。

問い合わせ先

東濃西部広域行政事務組合 ☎ 22-7150 (直通)
 多治見市役所 環境課 ☎ 22-1175 (直通)
 瑞浪市役所 環境課 ☎ 68-9806 (直通)
 土岐市役所 環境課 ☎ 54-1111 (内線 252)

平成 28 年 1 月に東濃西部広域行政事務組合の事務所は、多治見市役所本庁舎 3 階に移転しました。